

大潟村地球温暖化対策実行計画

(区域施策編・事務事業編)

令和 6 年 2 月

大潟村

目次

第1編 地球温暖化対策実行計画 区域施策編	1
1. 計画の基本事項	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の目的	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 対象とする地域・温室効果ガス	3
1-5 計画の期間	4
1-6 地域特性	4
2. 地球温暖化に関する動向	8
2-1 地球温暖化と気候変動	8
2-2 国際的な動向	12
2-3 国内の動向	13
2-4 秋田県の動向	14
3. 温室効果ガス排出量の現状	15
3-1 国・県の温室効果ガス排出量	15
3-2 大潟村の温室効果ガス排出量	16
4. 計画の目標	22
4-1 目標設定の考え方	22
4-2 温室効果ガス排出量の削減目標	23
4-3 施策の実施目標	24
5. 地球温暖化対策の推進	28
5-1 基本方針	28
5-2 施策の体系	29
5-3 施策・取組	30
6. 計画の推進体制・進行管理	31
6-1 推進体制	31
6-2 進行管理	31
第2編 地球温暖化対策実行計画 事務事業編	32
1. 大潟村地球温暖化対策実行計画の概要	32
1-1 計画の目的	32
1-2 計画期間	32
1-3 対象範囲	32
1-4 対象とする温室効果ガス	34
2. 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	35

2-1	基準年度の二酸化炭素排出量.....	35
2-2	二酸化炭素削減目標	36
3.	本計画の推進	37
3-1	推進体制.....	37
3-2	点検・評価	38
4.	目標達成のための取組.....	39
4-1	環境配慮行動の取組	39
4-2	自動車使用による環境への影響を抑制	41
4-3	推進体制の認識・理解.....	41
4-4	施設とその周辺や執務室の美観保持	41
4-5	環境に配慮した施設・設備の導入.....	41
4-6	環境を保全・改善または環境に影響のある施策・事業の公開.....	41

第 1 編 地球温暖化対策実行計画 区域施策編

1. 計画の基本事項

1-1 計画策定の趣旨

近年、地球温暖化の影響とされる気温上昇や大雨、台風などの影響が様々なところで現れており、気候変動によるリスクは今後、さらに高まると予測されています。

大潟村では、これまで、「大潟村環境基本条例」や「第 2 次大潟村環境基本計画」（2022 年 3 月策定、令和 4 年）などの取組みにより、地球温暖化対策を推進してきました。

国においては、2020（令和 2）年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言したほか、2021（令和 3）年には、「地球温暖化対策推進法を改正するとともに、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標を大幅に引き上げ、「2013 年度比で 46%削減」とする新たな目標を掲げました。

また、近年は、国内で強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測され、甚大な土砂災害や広い範囲にわたる浸水被害等が発生するなど、気候変動に起因すると考えられる災害等への備えの必要性は高まっています。このため、国は 2018 年（平成 30）年には「気候変動適応法」を公布・施行するとともに、「気候変動適応計画」を閣議決定したほか、2021（令和 3）年には、2020 年（令和 2）年に公表した気候変動影響評価を踏まえ、気候変動適応計画が改定されました。

秋田県では、2022 年（令和 4）年 3 月に「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画【改定版】2022-2030」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を「2013 年度比で 54%削減」とする新たな目標を掲げたとともに、2022（令和 4）年 4 月には 2050 年カーボンニュートラルを宣言しました。

以上のような社会情勢の変化や世界・国・県の動向、地球温暖化に関する新たな知見を踏まえ、「大潟村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「2050 年カーボンニュートラル」や「脱炭素社会」の実現に向け、地球温暖化対策や気候変動への適応の取組を推進していきます。

1-2 計画の目的

「大潟村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、大潟村においては地球温暖化対策を推進するため、地域の環境の状況及び社会情勢を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるものです。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第19条第2項に基づき定める計画であり、上位計画や関連計画との整合を図っています。

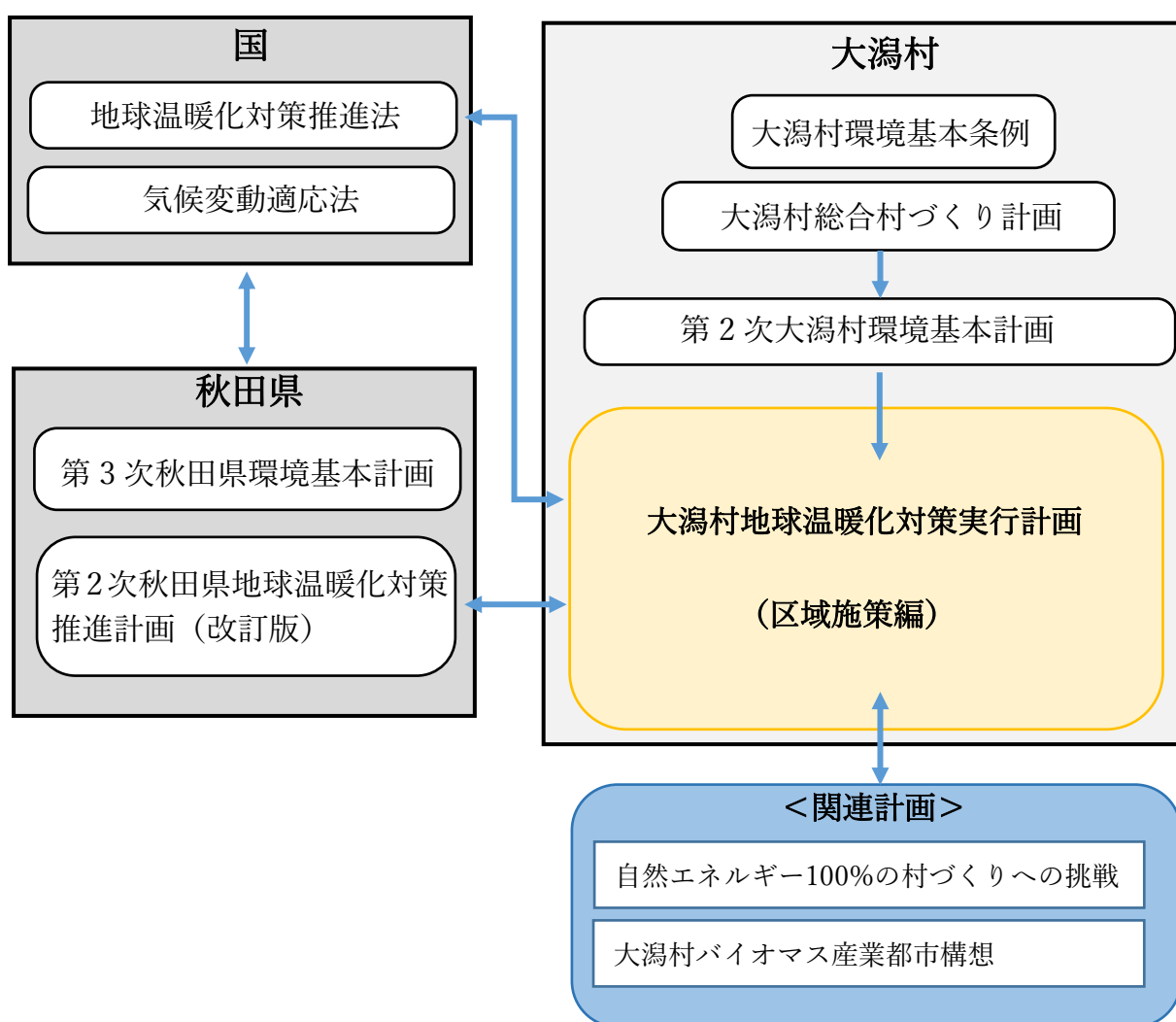


図 1 計画の位置づけ

1-4 対象とする地域・温室効果ガス

(1) 対象とする地域

対象とする地域は大潟村全域とし、取組の対象は、大潟村の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（大潟村民、村内団体・事業者、行政）とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律において定められている 7 種類(二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)のガスを対象とし、削減目標については二酸化炭素(CO₂)に限定し設定します。

(3) 温室効果ガスの排出部門

部門の設定は、エネルギー起源 CO₂は産業、業務・その他、家庭、運輸、エネルギー転換の 5 部門、エネルギー起源 CO₂以外のガスは燃焼、工業プロセス、農業、廃棄物、代替フロン等 4 ガスの 5 部門とします。

表 1 分野・部門一覧

ガス種	部門・分野		説明
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務・その他部門		業務・その他部門におけるエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
	エネルギー転換部門		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び配送電ロス等に伴う排出
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	燃料の燃焼に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】
		運輸	自動車倉庫、鉄道の運行、航空機・船舶の運航に伴う排出【CH ₄ 、N ₂ O】
	工業プロセス分野		工業材料の化学変化に伴う排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】
		畜産	家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出。【CH ₄ 、N ₂ O】
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【CH ₄ 、N ₂ O】
	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】
		埋立処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【CH ₄ 】
		排水処理	排出処理に伴い発生する排出。【CH ₄ 、N ₂ O】
	代替フロン等 4 ガス分野		金属の生産、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出。【HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ 】

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）令和 4 年 3 月」

1-5 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 12 年度（2030 年度）とし、目標年度は令和 12 年度までとします。また、環境や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

1-6 地域特性

地球温暖化対策に関する大湊村の地域特性を以下に示します。

(1) 自然条件

① 地域の概要

大潟村は、秋田県の西側ほぼ中央部、秋田市から約 40 km の距離にあり、男鹿半島の付け根に位置しています。周囲を調整池として残された湖「八郎湖」に堤防を隔てて囲まれ、その八郎湖を境に、2 市 4 町と隣接しています。大潟村の地形は、平均水深 3m 程度のごく浅い汽水湖の湖底を干拓したことから、村全体が海拔 0m 以下の平坦地となっています。



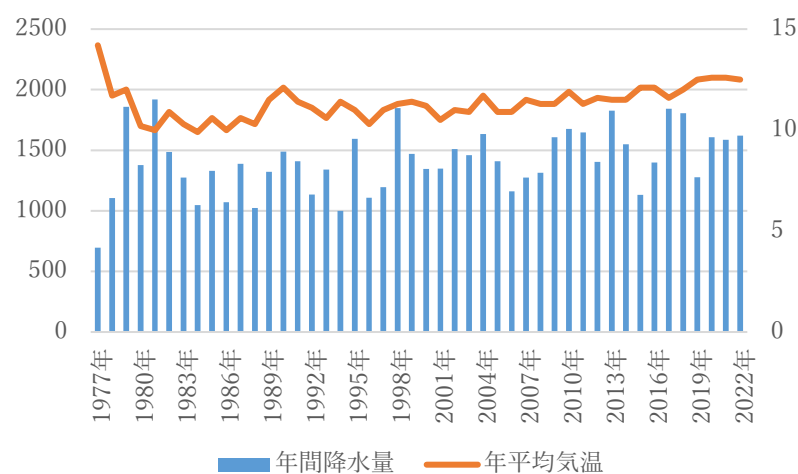
出典：大潟村 HP

図 2 大潟村の位置

② 気候概況

大潟村の気候は、アジア大陸の気象に大きく支配され、春から秋にかけて南東寄りの風が多く、秋の台風の影響を除けば比較的温かな気候です。一方、晩秋から冬期にかけては、西高東低の気圧配置となるため、北西の季節風が強く降雪を伴いますが、本村における積雪量はそれほど多くはありません。

気象庁大潟地域気象観測所の年平均気温（統計年値：昭和 60 年～令和元年）は 11℃で、12 月から 3 月の月平均気温は 1.6℃となっています。一方、7～8 月は平均気温が 23℃を上回っており、特に夏期昼間は高温となります。



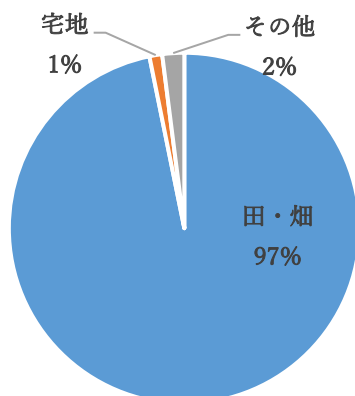
出典：気象庁 HP より作成

(https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/annually_a.php?prec_no=32&block_no=1035&year=&month=&day=&view=)

図 3 大潟村の平均気温・降水量の推移

③ 土地利用

大潟村の 2023 年の土地利用状況は、大潟村の総面積のうち、田・畑が 97%、宅地が 1%を占めています。



出典：「令和 5 年版秋田県勢要覧」より作成

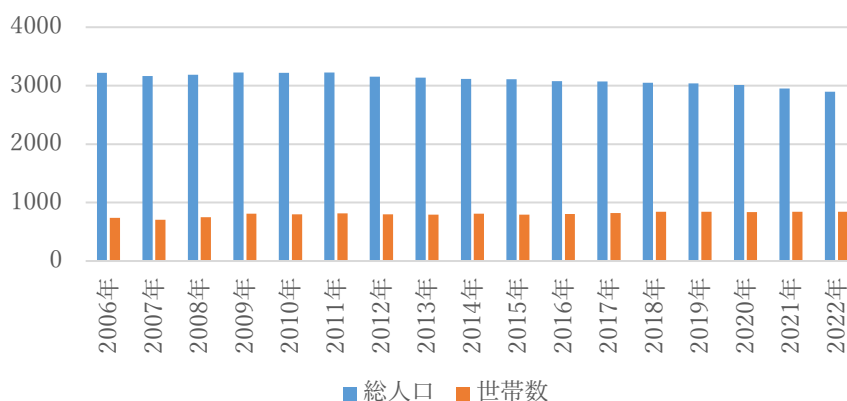
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/72094>)

図 4 大潟村の地目別面積構成比

(2) 社会条件

① 人口と世帯数

大潟村の人口は、によると減少傾向にあり、2022 年の人口は 2895 人、12 月時点の世帯数は 841 世帯となっています。



出典：「秋田県オープンデータカタログサイト」

(https://ckan.pref.akita.lg.jp/dataset/050008_toukeika_032)

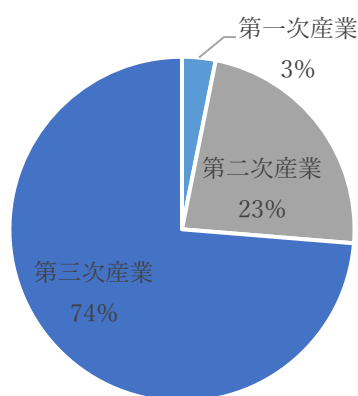
「秋田県の人口と世帯過去データ」より作成

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/73662>)

図 5 年齢別人口・世帯数の推移

② 地域の産業と動向

大潟村の令和 5 年の産業総生産は、第一次産業が 3%、第二次産業が 23%、第三次産業が 74%となっています。



出典：「令和 5 年版 秋田県勢要覧」より作成

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/72094>)

図 6 産業別総生産の割合

(3) エネルギーに関する特性

① 再生可能エネルギーの導入状況

国の固定価格買取制度による再生可能エネルギーの導入状況は、2023 年 6 月時点で、太陽光発電が 78 件で、導入量が 1931MW となっています。

表 2 再生可能エネルギーの導入状況(2023 年 6 月時点)

再生可能エネルギー種別	件数	導入量
太陽光	78 件	1931kW
風力	0 件	0 kW
水力	0 件	0 kW
地熱	0 件	0 kW
バイオマス	0 件	0 kW
合計	78 件	1931kW

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

(<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>)

② 次世代自動車の導入状況（秋田県全体）

次世代自動車の導入状況は増加傾向にあり、2022 年では 531 台となっています。

表 3 次世代自動車の導入状況（秋田県）

次世代自動車種別	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
EV	171	161	71	90	304
PHV	96	72	103	134	226
原付 EV	2	2	1	1	1
合計	269	235	175	225	531

出典：一般社団法人次世代自動車振興センター

(<https://www.cev-pc.or.jp/tokei/koufu.html>)

2. 地球温暖化に関する動向

2-1 地球温暖化と気候変動

(1) 地球温暖化のメカニズム

太陽からの放射エネルギー（太陽光）の大部分は地表面に吸収され、日射によって暖められた地表面からの赤外線形で熱が放出される。一方、大気中にある二酸化炭素やメタンなどは、この赤外線を吸収する性質があるため、熱の一部は宇宙空間に放出されずに再び地表に向けて放射され、地表面と大気はより高い温度となります。

こうした働きは、植物を栽培するための温室に似ていることから「温室効果」と呼ばれ、二酸化炭素やメタンなどの期待は「温室効果ガス」と呼ばれています。

大気中には、この温室効果ガスが適度の存在しているため、現在の地球の平均気温は約14℃に保たれていますが、もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地球の平均気温はマイナス19℃程度になると言われており、温室効果ガスは生き物が生きていくためには不可欠なものです。

しかし、1750年大の産業革命以降、燃焼時に二酸化炭素を発生する石炭や石油などの化石燃料の大量消費や、二酸化炭素の吸収源である森林の伐採により、大気中の温室効果ガスの濃度が急速に増加し、現在では産業革命前に約1.5倍となり、この結果、自然の気候変動の範囲を超えて地球の平均気温が上昇し続けています。この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。



図 7 地球温暖化の仕組み

出典：環境省「地球温暖化の現状」

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ondanka/>)

(2) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界

的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面上昇の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC第6次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていることなどが示されました。

国内においても、気温の上昇や真夏日・猛暑日の日数増加、豪雨の増加が各地で確認されており、人々の生活、自然環境、社会、経済にも多大な影響を与えています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

表4 IPCCの評価報告書一覧

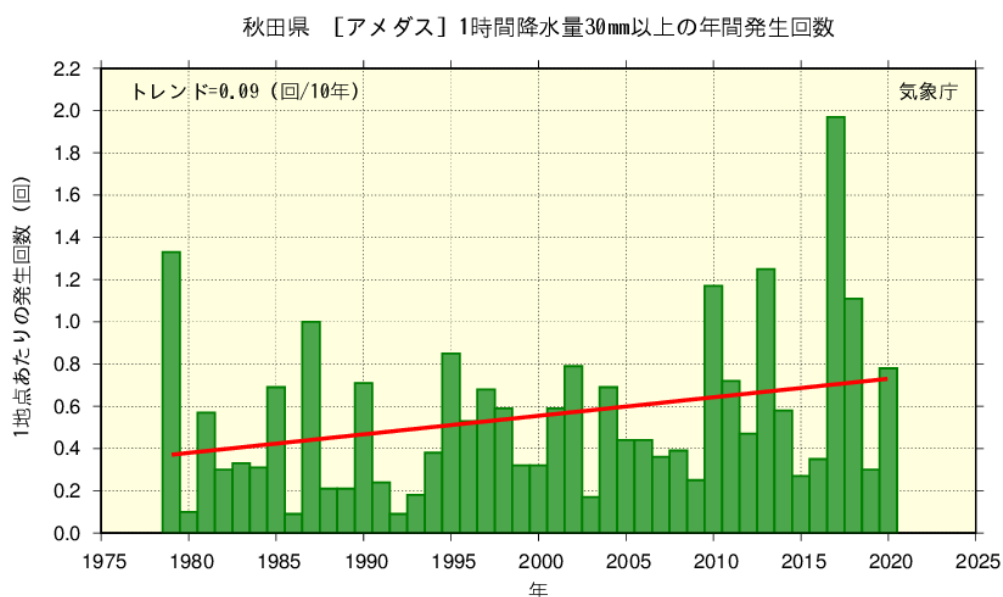
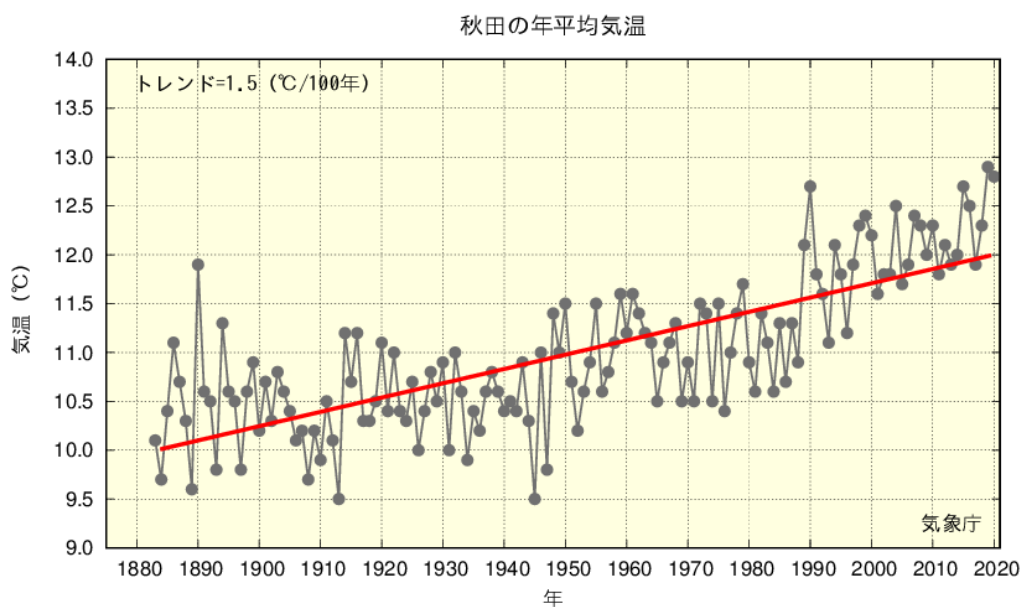
報告書	公表年	評価
第1次報告書	1990年	温室効果ガスは気候変化を生じさせる <u>恐れ</u>
第2次報告書	1995年	影響が全地球の気候に <u>表れている</u>
第3次報告書	2001年	温暖化の大部分は温室効果ガス増加による可能性が <u>高い</u>
第4次報告書	2007年	温暖化の大部分は温室効果ガス増加による可能性が <u>非常に高い</u>
第5次報告書	2013～2014年	温暖化の大部分は温室効果ガスの増加による可能性が <u>極めて高い</u>
第6次報告書	2021年	人間の活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには <u>疑う余地がない</u>

（3）秋田県の気候の変化

① これまでの気候の変化

1883年から2020年の観測結果によると、秋田県の年平均気温は100年あたり約1.5℃の割合で上昇しています。これは日本の年平均気温の上昇割合（1.26℃/100年）よりも大きい値となっています。

短時間強雨（1時間に30mm以上）の発生回数は、1979年から2020年までの観測データによると、約30年で1.9倍に増加しています。



出典：秋田地方気象台・仙台管区気象台「秋田県の気候の変化」

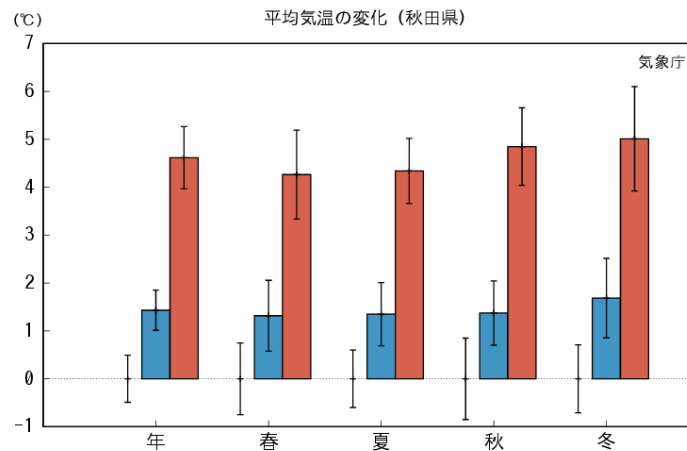
(<https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/change/akita.html>)

図 8 秋田の年平均気温・短時間強雨の推移

② 将来予測される気候の変化

「日本の気候変動 2020」(文部科学省・気象庁) で用いられている気象庁の予測に基づく「秋田県の気候の変化」では、将来、地球温暖化により気温の上昇や短時間強雨の増加等の影響があると予測されています。

年平均気温は4℃上昇シナリオで約4.6℃、2℃上昇シナリオで約1.4℃上昇し、雨の降り方についても、短時間強雨の発生回数が増加すると予測されています。



※ 予測される変化（20 世紀末と 21 世紀末の差）を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。

※ 棒グラフの色は、青が 2°C 上昇シナリオ (RCP2.6) に、赤が 4°C 上昇シナリオ (RCP8.5) に、それぞれ対応する。

※ 棒グラフが無いところに描かれている細い縦線は、20 世紀末の年々変動の幅を示している。

出典：秋田地方気象台・仙台管区気象台「秋田県の気候の変化」

(<https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/change/akita.html>)

図 9 平均気温の変化（秋田県）

2-2 国際的な動向

（１）持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2016 年（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さないことなどが宣言されています。

国内においても SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決していくとともに、その達成に向けて国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、地方公共団体もその一主体として役割を果たすことが期待されています。

（２）パリ協定

第 21 回締約国会議（COP21・2015 年開催）において、京都議定書に代わる、2020 年以

降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定が採択され、2016年に発効しました。パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等が示されています。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分に下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年ごろに正味ゼロとする必要があることが示されました。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

2-3 国内の動向

（1）地球温暖化対策計画

2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、国の温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減するという目標が掲げられ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されました。

表5 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

(<https://www.env.go.jp/content/900440196.pdf>)

（2）第6次エネルギー基本計画

2021年（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2050年カーボンニュートラル、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組みを進めることが重要なテーマとされています。

また、2030（令和12）年におけるエネルギー需給の野心的な見通しとして、電源構成では、再生可能エネルギーの割合を前計画の目標の22～24%から36～38%に大幅に拡大し、

さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約 6 割を賄う方針が示されています。

※ S+3E：安全性（Safety）を大前提とし、自給率（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に達成すること

（３）ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向け、「2050 年に二酸化炭素を実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」と定義しており、近年、表明自治体が増加しています。

2022（令和 4）年 8 月 31 日時点で 766 自治体が宣言しており、表明自治体総人口は約 1 億 1,853 人で、日本の総人口の 9 割に及びます。

2-4 秋田県の動向

秋田県は、2017（平成 29）年に、「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、2022（令和 4）年 3 月に同計画を改定しました。改訂版では、温室効果ガス削減目標を「2030（令和 12）年度において 2013（平成 25）年度比で 54%の削減」とし、達成に向け目指す姿として「県民総参加で脱炭素の実現を目指す地域社会の形成」を掲げました。

また、2022（令和 4）年 4 月には 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、県民・事業者・行政などが一体となって地球温暖化防止に向けた取組を進めるという方針を明示しました。

表 6 部門別の温室効果ガス削減量及び目標削減量（秋田県）

種類	2013 実績値 (A)	2018 実績値	2030 (現状趨勢)		削減量 (B)					2030 目標排出量 (A) - (B)	
			2013 比	計	① 現状趨勢 ケースの 推計	② 各分野の 対策	③ 電力の 脱炭素化	④ 森林 吸収	2013 比		
二酸化炭素	10,302	9,043	9,003	▲13%	3,969	1,299	1,084	1,586	—	6,333	▲39%
産業部門	2,267	2,422	2,393	+6%	717	-126	130	714	—	1,549	▲32%
民生家庭部門	2,674	1,962	1,911	▲29%	1,390	764	231	396	—	1,285	▲52%
民生業務部門	2,016	1,448	1,490	▲26%	1,172	526	203	443	—	844	▲58%
運輸部門	2,134	1,993	1,951	▲9%	603	184	386	33	—	1,531	▲28%
エネルギー転換部門	529	482	537	+1%	33	-8	41	—	—	496	▲6%
廃棄物部門	438	520	505	+15%	27	-67	93	—	—	411	▲6%
工業プロセス等	244	217	217	▲11%	26	26	0	—	—	217	▲11%
その他ガス	985	962	960	▲3%	210	25	184	—	—	775	▲21%
メタン (CH ₄)	528	453	414	▲22%	142	114	2	—	—	699	▲17%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	314	296	288	▲8%		26	—	—	—		
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	115	179	223	+95%	67	-109	182	—	—	76	▲47%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	20	25	25	+26%		-5		—	—		
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	8	8	8	+2%		0		—	—		
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1	2	2	+69%		-1		—	—		
小計	11,287	10,006	9,963	▲12%	4,178	1,324	1,268	1,586	—	7,109	▲37%
森林吸収	—	—	—	—	1,900	—	—	—	1,900	—	—
合計	11,287	10,006	9,963	▲12%	6,078	1,324	1,268	1,586	1,900	5,209	▲54%

※四捨五入により合計値が一致しない場合がある

出典：第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画 改訂版

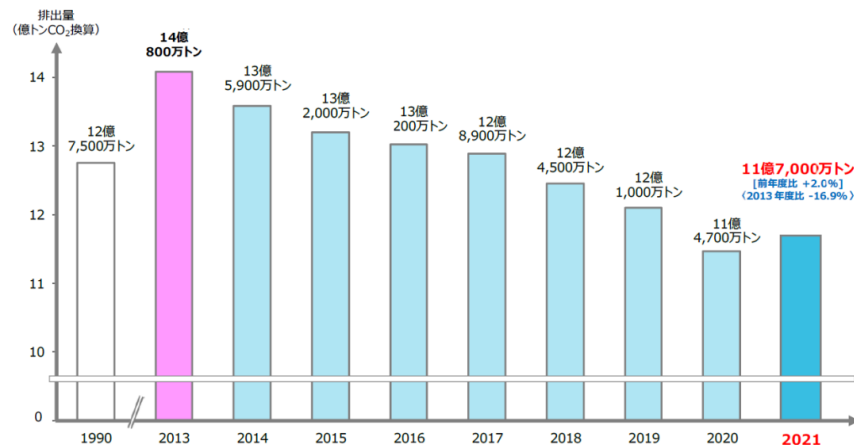
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5571>)

3. 温室効果ガス排出量の現状

3-1 国・県の温室効果ガス排出量

(1) 国の温室効果ガスの排出量

国の温室効果ガス排出量は、2014（平成 26）年度以降減少が続いています。2020（令和 2）年度の総排出量は 11 億 5,000 万 t であり、前年度比で 5.1% 減少、2013 年度比では 18.4% 減少しています。



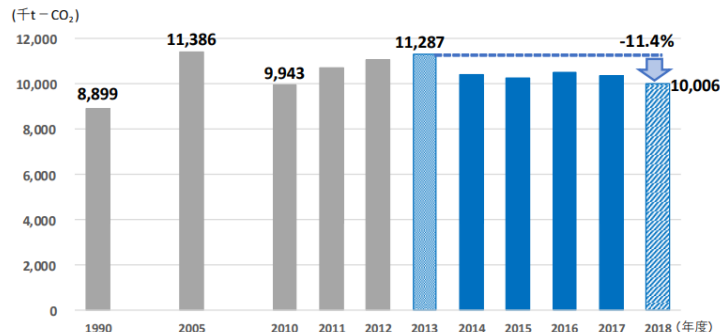
出典：環境省「2021 年度温室効果ガス排出量（確報値）概要」

(<https://www.env.go.jp/content/000150033.pdf>)

図 10 国の温室効果ガス排出量

(2) 秋田県の温室効果ガス排出量

秋田県の温室効果ガス排出量は、2013 年（平成 25）年度以降、省エネルギー化や電力に係る二酸化炭素排出係数の低減等により削減傾向となっており、2018（平成 30）年度の排出量は基準年度と比べ 11.4% 減少しています。



出典：「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5571>)

図 11 秋田県の温室効果ガス排出量

3-2 大潟村の温室効果ガス排出量

この章の前半は、環境省の自治体カルテに記載の項目を掲載します。自治体カルテは、環境が毎年更新しているため、容易に入手しやすく、経年変化や他都市との比較などが簡単にできます。しかし、メタンや一酸化二窒素などを含む温室効果ガス全般については記載がありません。後半では、メタンや一酸化二窒素については、温室効果ガス全体について記載します。

2020 年度における二酸化炭素排出量は 40 千 t-CO₂であり、2013 年度と比較し 53%減少しています。

表 7 大潟村の二酸化炭素排出量の推移

(単位：千 t-CO₂)

部門/年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2013 比
産業部門	47	18	20	21	20	20	19	19	40%
業務部門	8	7	6	6	5	5	5	4	50%
家庭部門	7	6	5	5	6	5	5	5	71%
運輸部門	14	14	13	13	13	13	13	12	86%
廃棄物部門	1	0	0	1	1	1	1	0	0%
合計	76	44	45	46	45	44	42	40	53%

参考：環境省「自治体排出量カルテ 大潟村」より作成

(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/karte/pdf/05368.pdf)

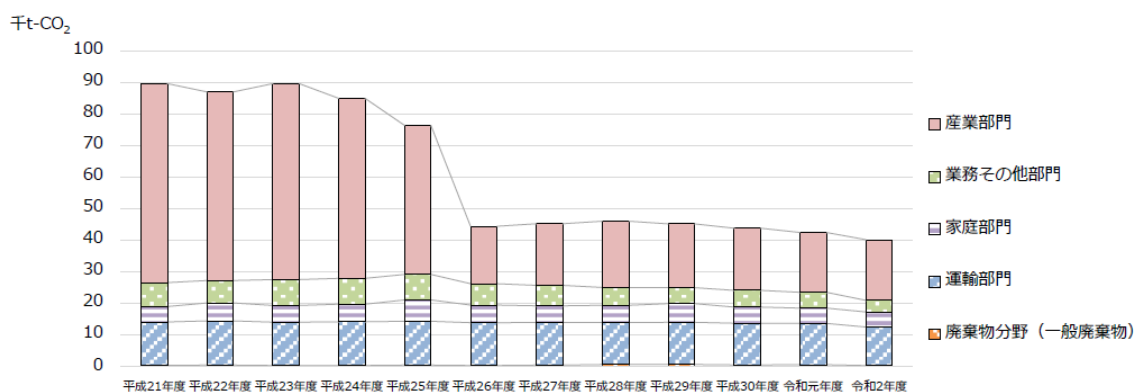


図 12 大潟村の二酸化炭素排出量の推移

出典：環境省「自治体排出量カルテ 大潟村」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5571>)

2020 年度における二酸化炭素排出量の割合は産業部門が 48%、運輸部門が 30%を占めています。

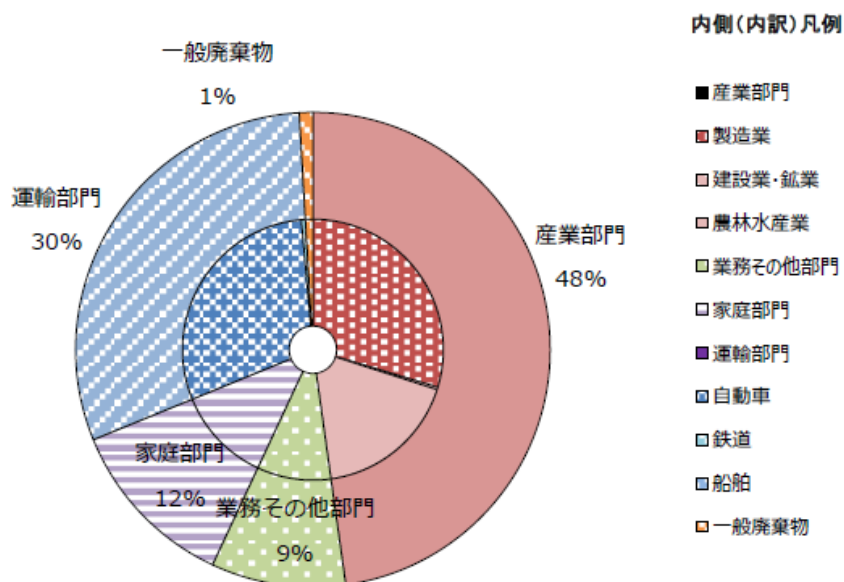


図 13 大潟村の部門別二酸化炭素排出量（2020 年度）

出典：環境省「自治体排出量カルテ 大潟村」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5571>)

大潟村の温室効果ガスは、基準年である 2013 年は、127kt-CO₂でした。

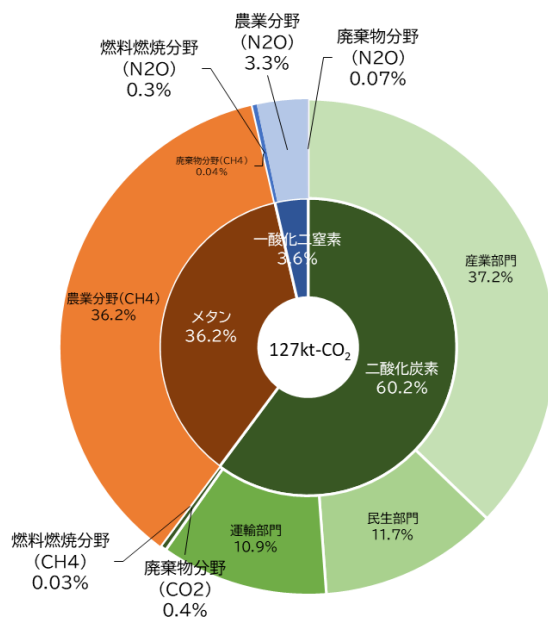


図 14 大潟村の温室効果ガス (2013 年度)

表 8 大潟村の温室効果ガス (2013 年度)

	CO ₂ 換算 排出量 (kt-CO ₂)	構成比
合 計	127	100.00%
二酸化炭素	76	60.17%
産業部門	47	37.15%
民生部門	15	11.67%
運輸部門	14	10.93%
廃棄物分野	0.5	0.41%
メタン	46	36.23%
燃料燃焼分野	0.04	0.03%
農業分野	46	36.16%
廃棄物分野	0.05	0.04%
一酸化二窒素	4.6	3.60%
燃料燃焼分野	0.3	0.27%
農業分野	4.1	3.26%
廃棄物分野	0.09	0.07%

2020 年は 91kt-CO₂ でした。

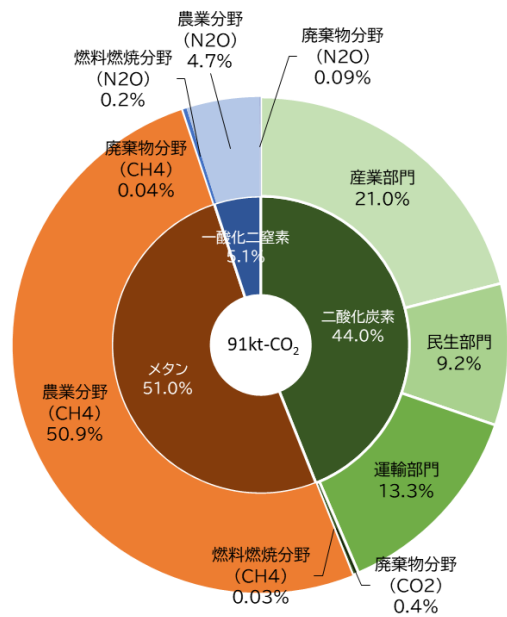


図 15 大潟村の温室効果ガス（2020 年度）

表 9 大潟村の温室効果ガス（2020 年度）

	CO ₂ 換算 排出量 (kt-CO ₂)	構成比
合 計	91	100.00%
二酸化炭素	40	43.95%
産業部門	19	21.01%
民生部門	8	9.24%
運輸部門	12	13.30%
廃棄物分野	0.4	0.40%
メタン	47	50.98%
燃料燃焼分野	0.03	0.03%
農業分野	47	50.90%
廃棄物分野	0.04	0.04%
一酸化二窒素	4.6	5.07%
燃料燃焼分野	0.2	0.24%
農業分野	4.3	4.74%
廃棄物分野	0.09	0.09%

大潟村の温室効果ガスの算出方法を記載します。

表 10 大潟村の温室効果ガス算定方法

部門・分野		ガス種	算出方法
(1) 燃料の燃焼分野	1) 燃料の燃焼	CH ₄	日本の温室効果ガス排出量データ（ https://www.nies.go.jp/gio/archive/ghgdata/ ）による全国排出量のうち、「1.A.2. 製造業・建設業」「1.A.4. 業務・家庭・農林水産業」の合計値を按分。 按分の基準は、排出量カルテに記載の「製造業」「建設業・鉱業」「農林水産業」「業務その他部門」「家庭部門」からの化石資源由来 CO ₂ 排出量の合計値。
		N ₂ O	
	2) 自動車走行	CH ₄	はじめに日本の温室効果ガス排出量データによる全国排出量の「1.A.3. 運輸」のうち、自動車・鉄道の寄与分を算出。按分の基準は、同データに記載の CO ₂ の部門別排出量【電気・熱配分後】の運輸部門のうち「自動車（旅客）」「貨物自動車/トラック」「鉄道（旅客・貨物とも）」のシェアとする。上記のようにして求めた自動車・鉄道の寄与分のうち、大潟村の推計量を按分。按分の基準は、排出量カルテに記載の「自動車」「鉄道」からの化石資源由来 CO ₂ 排出量の合計値。
		N ₂ O	
	3) 鉄道	CH ₄	
		N ₂ O	
	4) 船舶	CH ₄	割愛
		N ₂ O	
	5) 航空	CH ₄	
		N ₂ O	
(2) 燃料からの漏出分野		非エネ CO ₂	割愛（化石資源の採掘・精製などのプロセスを対象とした分野）
		CH ₄	
		N ₂ O	
(3) 工業プロセス分野		非エネ CO ₂	割愛
		CH ₄	
		N ₂ O	

(4) 農 業 分 野	1) 耕 作	① 水田か らの排出	CH ₄	農林水産省「作物統計調査」の市町村別データより、「水稲」「麦類」「大豆」の作付面積および収穫量をもとに、マニュアル算定手法編の現況推定手法を用いて算出。 上記以外の作物については割愛。	
		② 耕地に おける肥 料	N ₂ O		
		③ 耕地に おける農 作物残さ のすき込 み	N ₂ O		
	2) 畜 産	① 家畜の 飼養	CH ₄	割愛	
		② 家畜排 せつ物管 理	CH ₄		
			N ₂ O		
	3) 農業廃棄物の焼 却		CH ₄	農林水産省「作物統計調査」の市町村別データより、「水稲」「麦類」「大豆」の作付面積および収穫量をもとに、マニュアル算定手法編の現況推定手法を用いて算出。 上記以外の作物については割愛。	
			N ₂ O		
	(5) 廃 棄 物 分野	1) 焼 却 処 分	① 一般廃 棄物	非エネ CO ₂	※ 5) 原燃料使用等 と一括で算出 日本の温室効果ガス排出量データによる全国排出量のうち、「5.A. 固形廃棄物の処分」「5.B. 固形廃棄物の生物処理」「5.C. 廃棄物の焼却と野焼き（エネルギー利用を含まない）」「廃棄物のエネルギー利用」の合計値を按分。ただし「5.A. 固形廃棄物の処分」は CH ₄ のみ。 按分の基準は人口。 非エネ CO ₂ は割愛。
			② 産業廃 棄物	非エネ CO ₂	
2) 焼 却 処 分		① 一般廃 棄物	CH ₄		
			N ₂ O		
		② 産業廃 棄物	CH ₄		
			N ₂ O		
3) 埋 立 処 分		① 一般廃 棄物	CH ₄		
		② 産業廃 棄物	CH ₄		
4) 排 水 処 理		① 工場廃 水	CH ₄	日本の温室効果ガス排出量データによる全国排出量のうち、「5.D. 排水の処理と放出」の値を按分。 按分の基準は人口。	
			N ₂ O		
			② 終末処 理場		CH ₄
					N ₂ O

		③ し尿処理場	CH ₄	
			N ₂ O	
		④ 生活排水処理施設	CH ₄	
			N ₂ O	
	5) 原燃料使用等	非エネ	CO ₂	※ 1) 焼却処分, 2) 焼却処分, 3) 埋立処分 と一括で算出につき、上記参照
			CH ₄	
			N ₂ O	
(6) 代替フロン等 4 ガス分野	1) HFC、PFC、SF ₆ の排出		割愛	
	2) NF3 の排出			

4. 計画の目標

4-1 目標設定の考え方

(1) 基準年度・目標年度

温室効果ガス排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び秋田県の「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改訂版）」と整合を取り、基準年度を2013年（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度と設定します。

(2) 温室効果ガス削減目標の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、2050年のカーボンニュートラルに向け、2030（令和12）年度に、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目標としています。また、秋田県においても、2030（令和12）年度に、2013（平成25）年度比54%削減することを目標とするとともに、2050年カーボンニュートラルを宣言しています。

大潟村においても、2030年に向けて、着実に温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。本計画では、大潟村の排出特性に応じた削減対策に積極的に取り組むこととし、目標設定にあたっては、長期的な脱炭素社会を見据えた水準の削減目標を設定します。

4-2 温室効果ガス排出量の削減目標

大潟村の2030（令和12）年度における二酸化炭素排出量の削減目標は、「2030年度において、2013年度比で70%の削減（排出量：23kt-CO₂）」とします。

2030年度二酸化炭素排出量の削減目標 2013年度比 **70%削減**

長期目標 2050年度 カーボンニュートラルの実現（温室効果ガスの排出実質ゼロ）

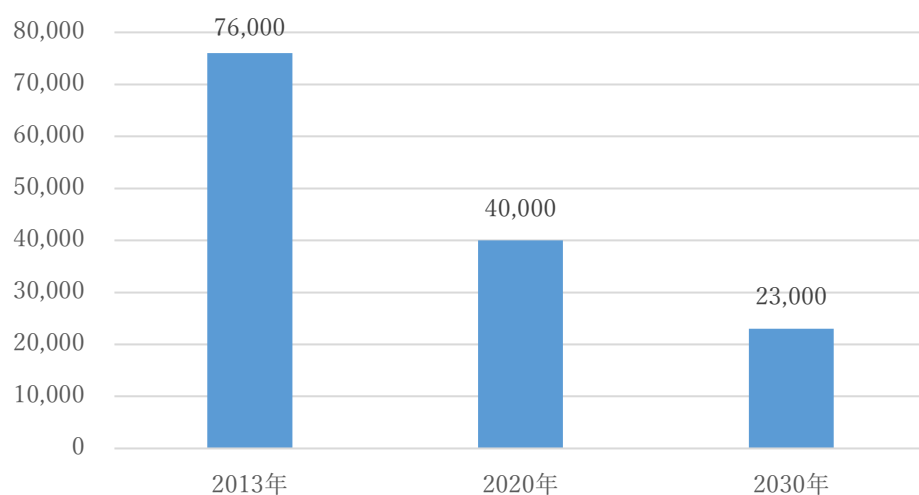


図 16 二酸化炭素排出量の推移と目標

4-3 施策の実施目標

本計画における施策の実施目標を以下に示します。

表 11 2030 年度までの削減目標

	2025 年度～2027 年度 (令和 7 年度～令和 9 年度)	2028 年度～2030 年度 (令和 10 年度～令和 12 年度)
電気	・バイオマス熱供給 ・太陽光発電の導入	・電力係数 0.25kg-CO₂/kWh (・EV の普及による増加)
灯油	・バイオマス熱供給	・エアコンの普及 ・ZEH、ZEB、高断熱化 ・省エネ技術の普及
ガソリン	・EV 公用車 14 台	・次世代車の普及 50～70%
軽油	—	・省エネ農機具の普及
都市ガス	・バイオマス熱供給小学校中学校	・IH 化、エアコン化による削減
A 重油	—	—

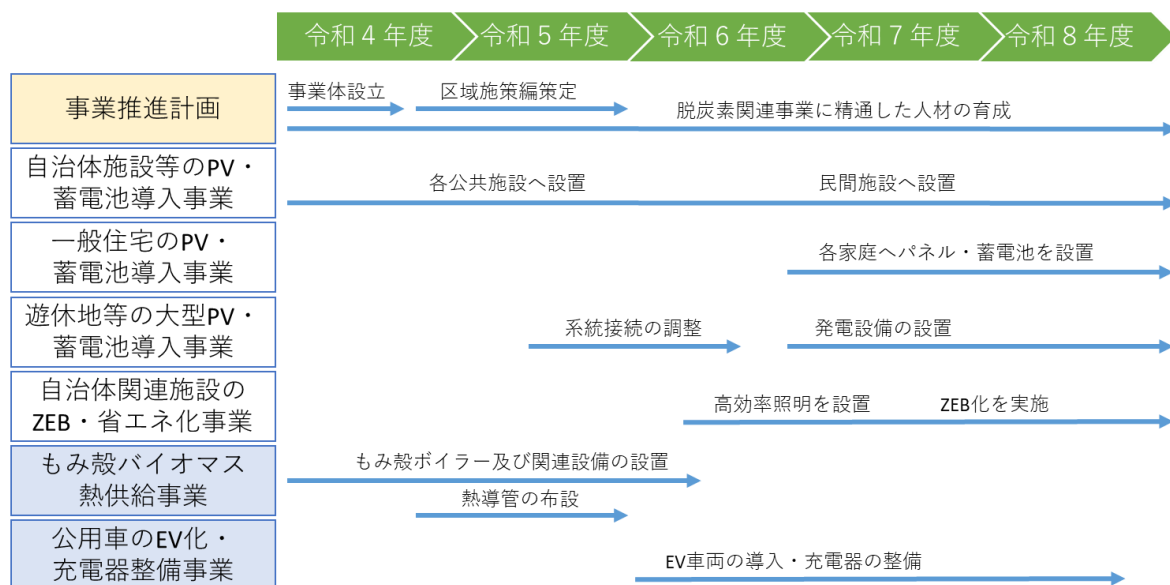


図 17 令和8年度までの実施計画

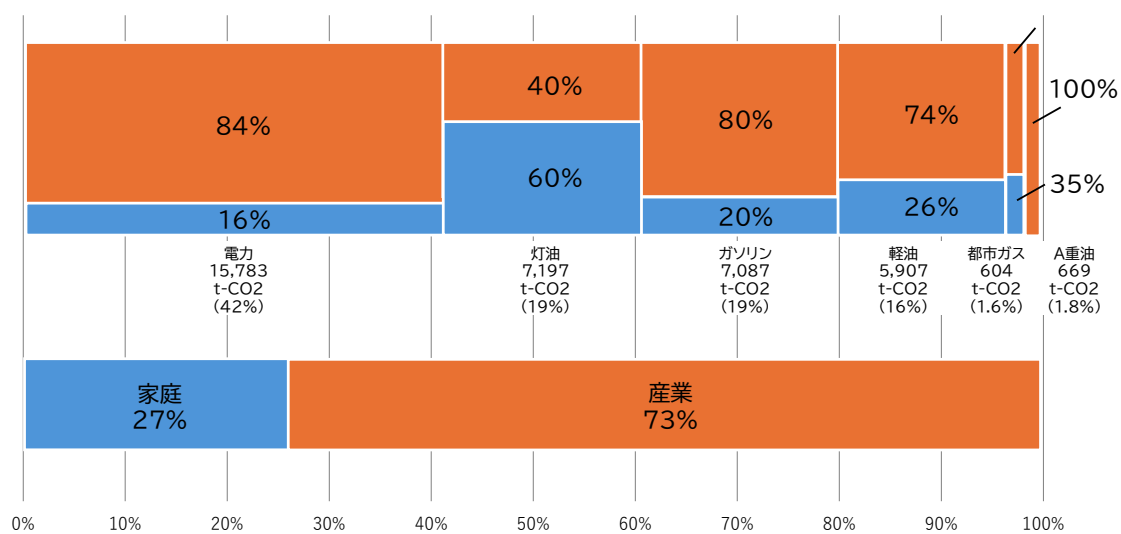


図 18 現状の二酸化炭素排出量（2020 年ごろ）

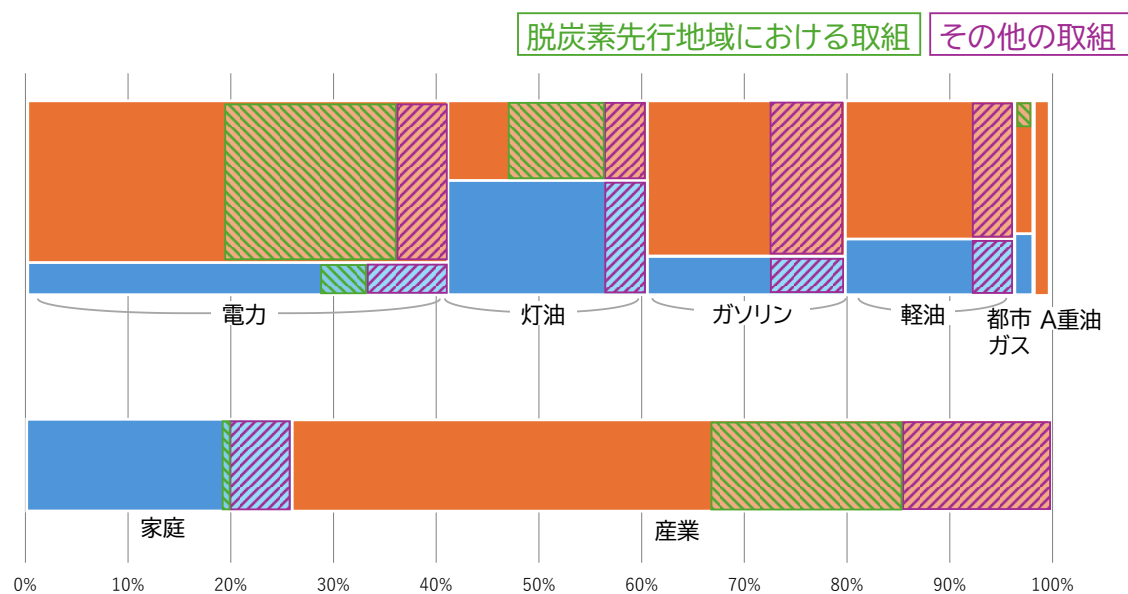


図 19 現状の二酸化炭素排出量と脱炭素先行地域事業及びその他の取組みによる効果

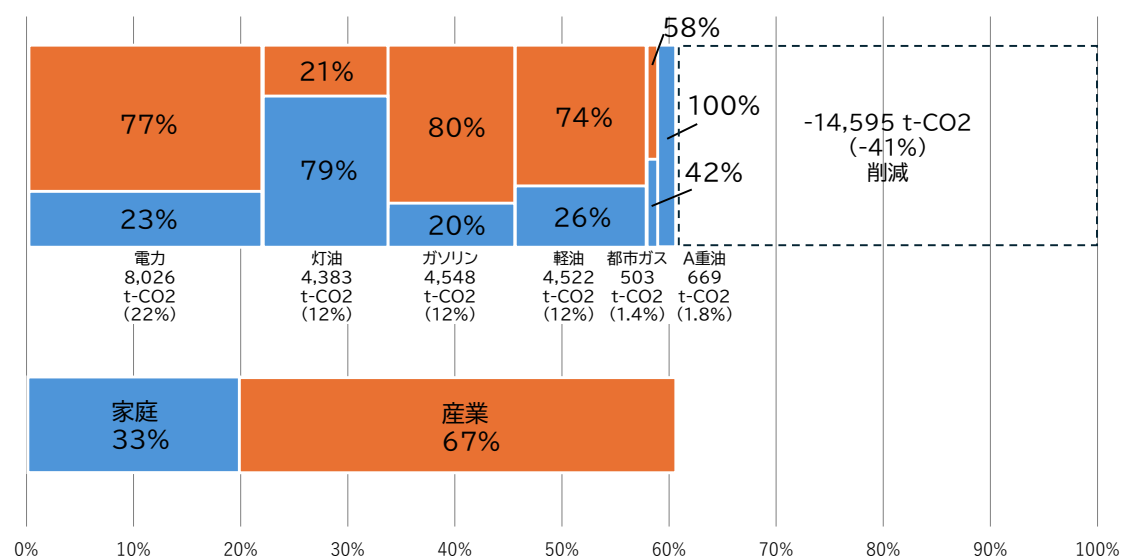


図 20 2030 年の二酸化炭素排出量 (2020 年度比)

温室効果 ガス排出量	取組前(2019年度)			取組後(2030年度)															
	単位	家庭	産業	家庭			産業								合計				
				脱炭素先行地域 における取組	その他の取組		脱炭素先行地域における取組				その他の取組								
					太陽光発電	灯油使用減	EV車普及	電源の 排出係数低 減	太陽光発電	省エネ強化	バイオマス 熱供給	灯油使用減	EV車普及	電源の 排出係数低 減					
電力	t-CO2	7%	35%	42%	-1%			-1%	-12%	-2%	-1%		-2%			-4%	5%	17%	22%
灯油	t-CO2	12%	8%	19%		-2%					-4%	-2%					9%	2%	12%
ガソリン	t-CO2	4%	15%	19%			-1%						-1%	-5%			2%	10%	12%
軽油	t-CO2	4%	12%	16%			-1%							-3%			3%	9%	12%
都市ガス	t-CO2	0.6%	1.1%	1.6%													0.6%	0.8%	1.4%
A重油	t-CO2	0.0%	1.8%	1.8%													0%	1.8%	1.8%
合計	t-CO2	27%	73%	100%	-1%	-2%	-2%	-1%	-12%	-2%	-5%	-2%	-8%	-4%	20%	41%	61%		

温室効果 ガス排出量	単位	取組前(2019年度)			取組後(2030年度)													
		家庭	産業	合計	家庭			産業								合計		
					脱炭素先行地域 における取組	その他の取組		脱炭素先行地域における取組				その他の取組						
						太陽光発電	灯油使用減	EV車普及	電源の 排出係数低 減	太陽光発電	省エネ強化	バイオマス 熱供給	灯油使用減	EV車普及	電源の 排出係数低 減			
電力	t-CO2	2,569	13,214	15,783		-273			-482	-4,396	-676	-277			-1,651	1,814	6,213	8,026
灯油	t-CO2	4,319	2,878	7,197			-864					-1,375	-576			3,455	927	4,383
ガソリン	t-CO2	1,434	5,653	7,087				-514						-2,025		920	3,628	4,548
軽油	t-CO2	1,512	4,394	5,907				-354						-1,030		1,158	3,364	4,522
都市ガス	t-CO2	210	394	604							-100					210	293	503
A重油	t-CO2	0	669	669												0	669	669
合計	t-CO2	10,045	27,201	37,247		-273	-864	-868	-482	-4,396	-676	-1,753	-576	-3,055	-1,651	7,558	15,094	22,652

エネルギー消費量	取組前(2019年度)			取組後(2030年度)														
	単位	家庭	産業	合計	家庭			産業								合計		
					脱炭素先行地域 における取組	その他の取組			脱炭素先行地域における取組				その他の取組					
						太陽光発電	灯油使用減	EV車普及	電源の 排出係数低減	太陽光発電	省エネ強化	バイオマス 熱供給	灯油使用減	EV車普及	電源の 排出係数低減			
電力	kWh	5,586	28,725	34,311	-594			0	-9,558	-1,470	-603			0	4,992	17,096	22,087	
灯油	kL	1,735	1,156	2,891	-347						-552	-231			1,388	372	1,760	
ガソリン	kL	618	2,435	3,053			-221						-872		396	1,562	1,959	
軽油	kL	585	1,700	2,285			-137						-398		448	1,302	1,749	
都市ガス	Nm³	83,852	157,103	240,955							-40,023				83,852	117,080	200,932	
A重油	kL	0	247	247											0	247	247	

(注釈)

- ・2030年度の排出係数を0.25kg-CO₂/kWhとした。参考:環境省「地球温暖化対策計画」における対策の削減量の根拠」

・EV車の普及による消費削減をガソリン36%、軽油23%とした。参考：国立研究開発法人科学技術振興機構「低炭素社会戦略センター「ゼロカーボン社会実現に向けた2030年・2050年の産業構造」(令和4年4月)」

5. 地球温暖化対策の推進

5-1 基本方針

大潟村の現状と課題を踏まえ、温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組を推進します。

また、本計画に基づく地球温暖化対策等に取り組むことで、環境と経済が好循環した社会の形成のほか、以下に示す SDGs の 12 のゴールの達成にも貢献していきます。

表 12 SDGs の 12 ゴール

関連する SDGs の主な目標	目標達成に貢献する本計画の主な取組
 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	・食品ロス対策の推進 ・温暖化に対応した品種、栽培技術等の開発
 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	・熱中症・感染症対策の推進
 質の高い教育をみんなに 全ての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	・環境教育・学習の推進
 安全な水とトイレを世界中に 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	・水環境の保全の推進
 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	・再生可能エネルギーの導入拡大
 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。	・循環型社会ビジネスの推進
 産業と技術革新の基盤を作ろう 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及び稲パreshンの推進を図る。	・自然災害対策の推進
 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間住居を実現する。	・地球温暖化への適応策の推進
 つくる責任 使う責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	・3R の推進 ・廃棄物のリサイクルと適正処理の推進

	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	・地球温暖化への適応策の推進
	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	・プラスチックごみ等の軽量化や適正処理の推進
	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	・森林の整備・保全の推進
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	・大潟村住民、事業者等と連携した地球温暖化対策の推進

出典：環境省「すべての企業が持続的に発展するために-持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド-（第2版）」

(<https://www.env.go.jp/content/900498956.pdf>)

5-2 施策の体系

本計画で推進する施策の体系を示します。

1. 再生可能エネルギー等の導入の推進

- ① 再エネ電力の導入拡大
- ② 蓄電池の普及
- ③ 再エネ熱利用の拡大

2. 温室効果ガスの排出削減対策の推進

- ① ZEH・ZEB 及び省エネ型建築物の普及拡大
- ② 省エネ家電・設備機器等の普及促進
- ③ 次世代自動車の普及

3. その他脱炭素地域づくりの推進

- ① 長期中干によるメタンの削減
- ② 省エネ家電、省エネ設備の普及

4. 環境意識の向上

- ① 学校教育での教育・啓発・情報提供
- ② 村民への情報発信による脱炭素型行動の強化・徹底

5-3 施策・取組

当計画の前半（2025 年度～2027 年度・令和 7 年度～令和 9 年度）は、環境省事業である脱炭素先行地域事業を活用し省エネルギー、再生可能エネルギーの普及を行います。

表 13 目標達成に関する事業内容

年度	事業内容
2022 年度 令和 4 年度	1.バイオマス熱供給事業 ・村のもみ殻を使うバイオマスボイラーを導入へ向けた調整
2023 年度 令和 5 年度	1.バイオマス熱供給事業 ・村のもみ殻を使うバイオマスボイラーを導入、熱導管の敷設 2.太陽光発電事業 ・村内公共施設等へ太陽光パネル・蓄電池を設置
2024 年度 令和 6 年度	1.バイオマス熱供給事業 ・ホテル・温浴施設等に熱供給 2.公用車の EV 化・充電器整備事業 ・現在の公用車を EV に更新し、自治体関連施設に EV 普通充電器も整備 ・公共施設の LED 化を開始 3.太陽光発電事業 ・村内公共施設等へ太陽光パネル・蓄電池を設置
2025 年度 令和 7 年度	1.公用車の EV 化・充電器整備事業 ・現在の公用車を EV に更新し、自治体関連施設に EV 普通充電器も整備 2.太陽光発電事業 ・村内公共施設等へ太陽光パネル・蓄電池を設置
2026 年度 令和 8 年度	1.バイオマス熱・太陽熱供給事業 ・熱供給先を拡大し、役場等に熱供給。 2.太陽光発電事業 ・村内公共施設等へ太陽光パネル・蓄電池を設置
2028 年度 令和 10 年度 ～ 2030 年度 令和 12 年度	・電力係数が減少（0.25kg-CO ₂ /kWh） ・EV の増加 ・エアコンの普及 ・断熱化 ・省エネ技術の普及 →20%削減 ・次世代車の普及 50～70% ・省エネ技術の普及 →20%削減

6. 計画の推進体制・進行管理

6-1 推進体制

本計画の目標を達成するため、計画を総合的に推進する体制を整備します。

地域の脱炭素化を担当する部局・職員における地検・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であるため、国・秋田県・他自治体、その他関連機関などとの連携により、計画を効果的に推進します。

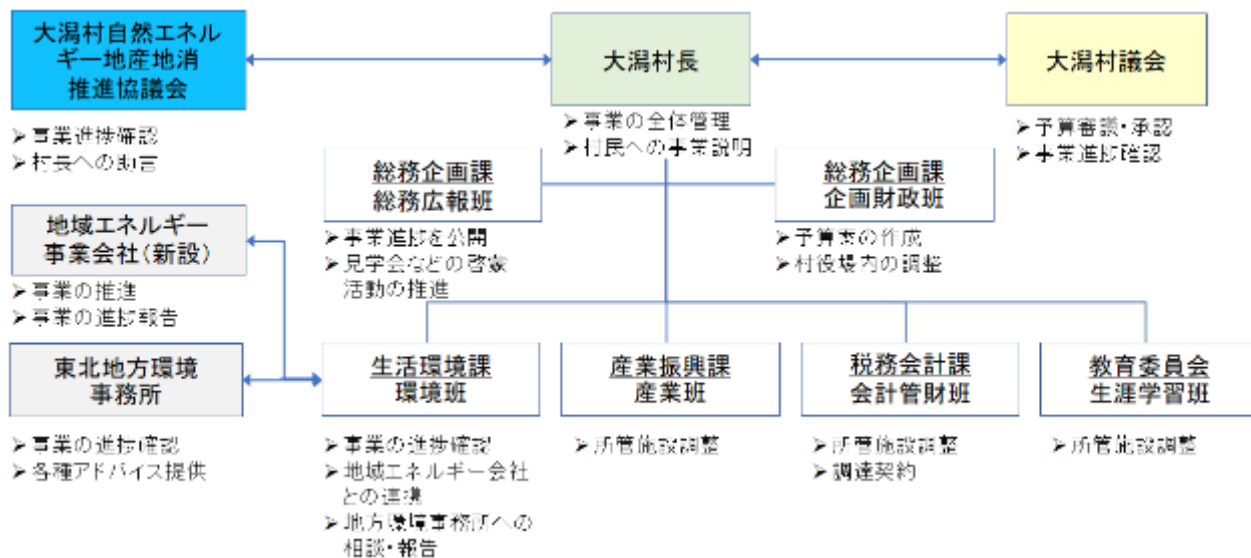


図 21 事業推進体制

6-2 進行管理

区域施策編の実施及び進捗管理は、関係部局との連携のもと、PDCA サイクルに基づく点検・見直しを行い、計画の持続的な改善を図ります。

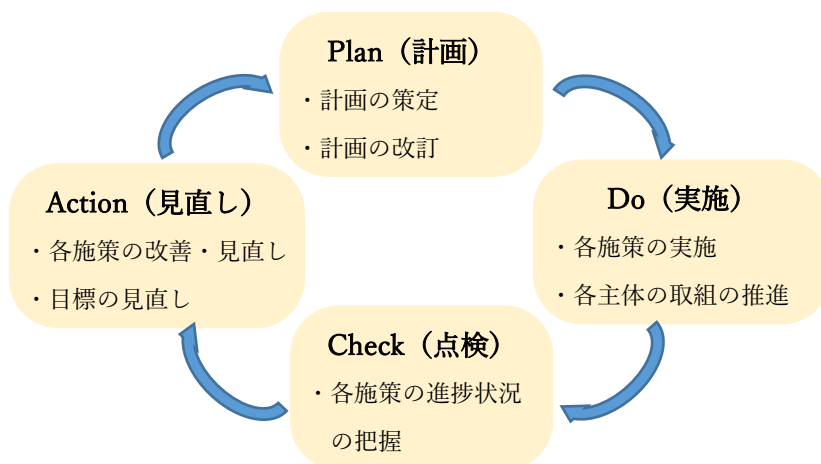


図 22 計画の進捗管理体制

第2編 地球温暖化対策実行計画 事務事業編

1. 大潟村地球温暖化対策実行計画の概要

1-1 計画の目的

大潟村地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。大潟村の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減の目標に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

1-2 計画期間

※³基準年度は平成29（2017）年度とし、計画期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とし、令和12年度を目標年度とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

※³基準年度とは…

基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に認定する年度をいいます。

1-3 対象範囲

本計画の対象範囲は、本村が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲とし、基本的には事務事業すべてに適用します。

（本計画の対象施設一覧）

施設名	指定管理等	所管部署
役場庁舎		総務企画課、税務会計課、福祉保健課、生活環境課、産業振興課、議会事務局、農業委員会事務局
公民館		教育委員会
体育館		
干拓博物館		
認定こども園（保育園・幼稚園）		
小・中学校		
診療所		福祉保健課

施設名	指定管理等	所管部署
保健センター		
ふれあい健康館	○	
ひだまり苑	○	
ホテルサンルーラル大潟	○	産業振興課
ポルダー潟の湯	○	
産直センター潟の店	○	
村民センター	○	生活環境課
浄水場		
下水処理場		
ごみ処分場リサイクルセンター	△	

※ごみ処分場リサイクルセンターは管理委託施設

なお、職員が常駐しない施設や、温室効果ガスの削減や発生量の集計が困難と思われる施設など、一部施設については本計画の対象から除外しますが、できる限り本計画の趣旨に沿った取組を実施するよう、施設管理者に対し任意の協力要請を行います。

(本計画の対象外施設一覧)

施設名	指定管理	所管部署
公衆トイレ		生活環境課
墓地公園		
ソーラースポーツライン	○	
南の池公園		
街路灯		
村民センター分館	○	
消防施設		
コミュニティ会館	○	総務企画課
多目的会館		税務会計課
野球場		教育委員会
テニスコート		
B&G		
多目的グラウンド		
多目的広場		
漕艇場		
ラグビー場		
青年会館		

1-4 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項で定める7種類の温室効果ガスのうち、本計画の算定対象となるのは、下表に示す7種類です。

このうち、二酸化炭素以外については、日本の温室効果ガス排出量に占める割合が小さいことから大潟村からの排出量も小さいものと考えられ、排出量の算定が困難であること等も勘案し、本計画で削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素の1種類とします。

温室効果ガスの種類	主な発生源	※日本の排出量割合
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、ガソリン・灯油等化石燃料の燃焼等	91.3%
メタン (CH ₄)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行（距離）、稲作、家畜の腸内発酵等	2.6%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行（距離）、病院での笑気ガス使用等	1.5%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒用に使用、廃棄時等	4.1%
パーフルオロカーボン (PFC)	PFCが冷媒に封入されている製品の使用、廃棄時等	0.3%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	絶縁ガスとして封入された電気機器類の使用、廃棄時等	0.2%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体・液晶製造時等	0.0%

※令和4年度温室効果ガス排出量（確定値）より。

出典：環境省 ウェブサイト <http://www.env.go.jp/content/000215754.pdf>

【本計画の対象とする温室効果ガス】

二酸化炭素 (CO₂)

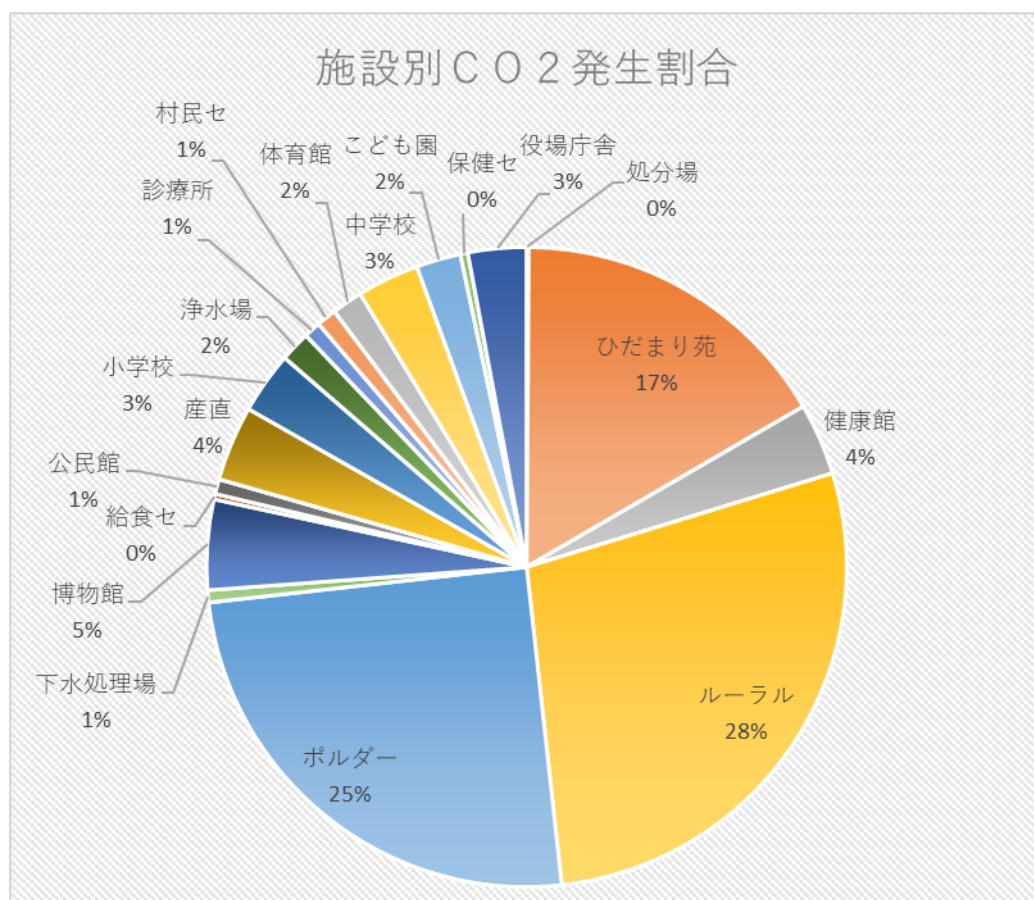
2. 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

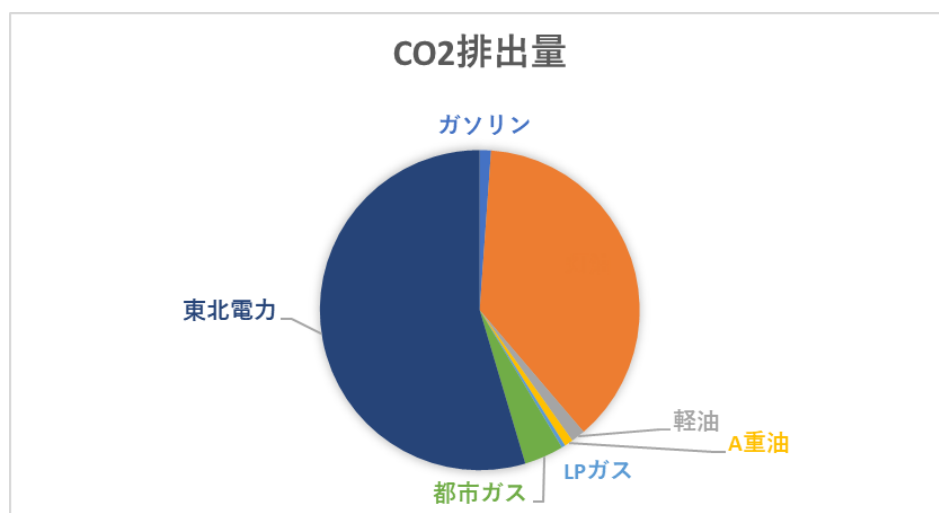
2-1 基準年度の二酸化炭素排出量

計画対象施設の基準年度の二酸化炭素排出量は、約4,983.3 t-CO₂となっています。

排出量を発生源別に見ると、電気のからの発生が約2,751.4 t-CO₂と最大です。次いで灯油からの発生が約1,850.8 t-CO₂となっております。

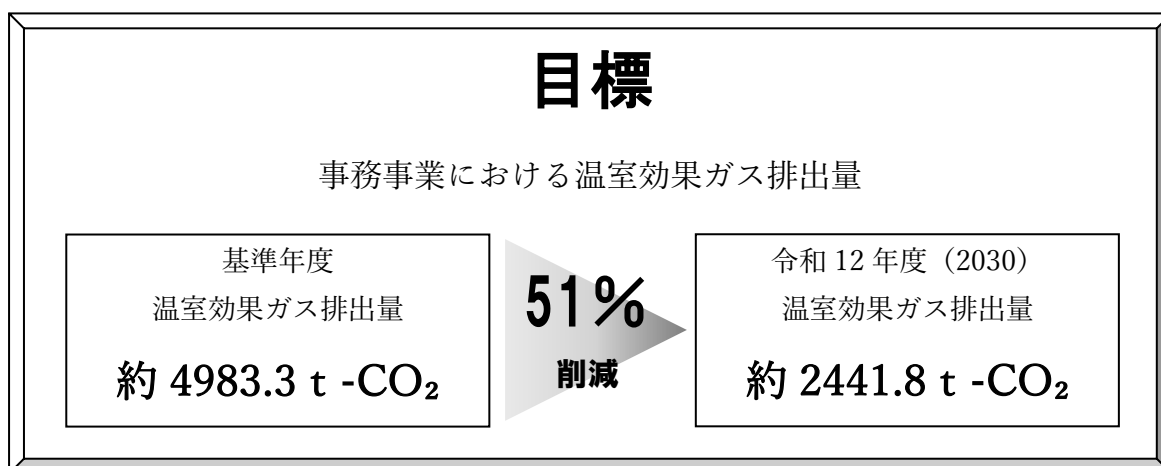
二酸化炭素発生源	活動量 (使用量)	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
ガソリン	23,964 ℓ	55.6	1.1%
灯油	743,281 ℓ	1850.8	37.1%
軽油	26,915 ℓ	69.4	1.4%
A重油	15,840 ℓ	42.9	0.9%
都市ガス	87,259N m ³	194.6	3.9%
LP ガス	6210kg	18.6	0.4%
電気	4,957,420kWh	2751.4	55.2%
合計	—	4,983.3	100%





2-2 二酸化炭素削減目標

温室効果ガス削減に取り組みにあたっては、対象施設から出る温室効果ガス総排出量を、毎年基準年度比 6～8% ずつ削減し、令和 12 年度までに 51% 削減することを目標とします。



二酸化炭素 (CO₂) 総排出量の削減目標

	平成 29 年度 (2017)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
CO ₂ 基準年度		8%	16%	24%	31%	38%	45%	51%

※それぞれの年度パーセンテージは、基準年度と比較しての削減目標です。

3. 本計画の推進

3-1 推進体制

本計画の推進体制を以下のとおりとします。



◆主な役割一覧◆

○温暖化対策推進管理者	・基本方針の決定、必要に応じた改定。 ・計画の継続的な適切性、妥当性、有効性を確実にするための、定期的に取り組みの実施状況を把握・確認し、評価・見直し。 なお、社会情勢の変化などによる随時見直し。 ・温暖化対策推進員及び全職員に対する指示・指導。
○温暖化対策推進員	・温暖化対策推進管理者からの連絡・指示事項について所属職員等への指示。 ・取組内容に関する職員への指導。
○全職員	・本計画の取組を実施。
○生活環境課	・取組の実施状況、達成状況の集約や連絡調整。 ・その他、計画運用に関わる庶務全般。

3-2 点検・評価

電気、灯油、ガソリン等の項目別の削減の取組状況を点検し、基準年度（平成29年度）との比較を行い、是正・予防へとつなげます。

また温室効果ガスの排出量を確認し、その評価を行います。

結果については、村のホームページで公表します。

4. 目標達成のための取組

温室効果ガス削減目標達成のため、以下の施策に取り組みます。

4-1 環境配慮行動の取組

(1) 省エネ・省資源の推進

- 事務用機器等は、各課等の相互使用に努め、保有数は必要最小限にとどめること。
- 天候等を考慮し、窓際の照明の消灯や必要箇所を除いた日中の消灯に心がけること。
- 廊下等、通常時の使用頻度が少ない場所は、必要な場合のみ点灯すること。
- トイレ、給湯室などは使用時のみ点灯すること。
- 退庁時は、事務室及びその周辺の照明の消灯、並びに事務機器及び空調設備の電源を切ること。
- 職員は、計画的な事務処理に努め、時間外勤務は必要不可欠な事務に限り、定時退庁に努めること。
- 休日及び時間外勤務する職員は、照明の点灯を最小限とし、退庁時は、他に勤務する職員がいる場合を除き、消灯すること。
- 席を離れる時は、パソコンの電源を切るか、蓋を閉じること。
- 長時間使用しない事務機器等の電源は、コンセントを抜く等、節電と安全管理に努めること。
- 退庁時は、パソコンやプリンター等の電源を必ず切ること。
- コピー機やプリンター等、手動で節電モードに切り替え可能な機種は、使用后節電モードにすること。
- 窓の開閉、ブラインド等の活用による室温管理に努め、空調機器は、冷房26℃、暖房20℃を目安とすること。
- クールビズ・ウォームビズは通年化し、ノーネクタイ・ノージャケット可とする。年間を通じて職員一人ひとりが気候等に応じて服装による適温化を心がけること。
- 個人用の暖房器具の使用は最低限とすること。
- 水道・ガスを使用する場合は、常に節水・節減を心がけること。
- 職員はハンカチを持参し、トイレ使用時はペーパータオルを使わないこと。

(2) 事務用紙使用量の削減

- 文書の保存については、電子保存を原則とする。必要に応じて紙保存を行うが、規程による保存期限に留意のうえ、不要文書等は速やかに処分し、書架等の数は最小限とするよう努めること。
- 各課事務連絡等は、原則としてグループウェアの活用により行う。やむを得ず紙での配布をする場合には、使用済み用紙を使用すること。
- 会議資料作成や公文書等は、両面コピーとすること。

- 片面印刷済みの用紙は、裏面利用またはメモ用紙等に再利用すること。ただし、個人情報等の機密文書は除く。
- 会議資料等は簡素化に努め、事前配布資料の持参を促す等、印刷資料は最小限とすること。
- 回覧や文書管理システム等により資料の共有化を図り、個人資料の保有を削減すること。
- 次に使用する人がミスコピーしないように、コピー機使用後は必ずリセットボタンを押すこと。
- 使用済み封筒は、事務用袋等として再利用すること。
- 文書配布は原則として第3・5金曜日とし、内容についてはできる限り広報に掲載し、各課連絡調整のうえ用紙の削減に努めること。

(3) ごみ分別排出の徹底・リサイクルの推進、廃棄物の削減

- リサイクルボックスや分別用のごみ箱等を活用し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別を徹底し、リサイクル及びごみ減量化を推進すること。
- 事務用品は、できるだけ詰め替えによる利用とすること。
- 備品等の購入時、梱包材や包装紙は可能な限り納入業者に引き取ってもらうこと。
- 使用済みのファイル等の事務用品は保管し、繰り返し使用すること。
- 食べ残しによる生ごみの排出はできる限り避け、会食等では食べきりを心がけること。

(4) グリーン購入の推進

- 物品等の購入にあたっては、グリーン購入ネットワーク（GPN）が提供する『グリーン購入のための GPN データベース』（※1）を参考に選択し、掲載されていないものについては、エコマーク（※2）の対象製品や各種環境ラベリング製品を優先的に選択すること。

※1 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律』で定められた特定調達品目

※2 日本環境協会による『環境保全に役立つと認められた製品』につけられるマーク

- 『秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例』に基づき、村の事務事業においては、認定リサイクル製品の利用について十分に配慮すること。
- 印刷やコピー用の用紙（色付きを含む）は、古紙パルプ配合率70%、白色度66%以下を使用すること。

4-2 自動車使用による環境への影響を抑制

(1) 公用車の適切な使用

- 不要なアイドリングの中止、空ぶかし、急加速の自粛等、エコドライブに努めること。
- 近距離の移動は、徒歩または自転車の利用を心がけること。
- 公用車を使用する際は相乗り使用を心がけ、合理的・効率的なルートを選択に努めること。
- 運転業務日誌等により運行管理を行うこと。

(2) エコカーの導入等

- 公用車を購入又は更新時は、EV・PHEV 化の導入に努めること。

(3) エコドライブの実施

- 公用車を運転する際は、エコドライブに努めること。

4-3 推進体制の認識・理解

- 本計画の推進体制を認識・理解し、普段から自分の役割・責任を意識しながら取り組みを実施すること。

4-4 施設とその周辺や執務室の美観保持

- 庁舎・施設等の緑化、ごみの散乱防止に努めること。
- 執務室や机上の整理整頓に努める。また、廊下等の共有スペースについても、美観を損なわないよう適切に使用すること。
- 職場、村、在住地域のクリーンアップなどの環境ボランティア活動に積極的に参加すること。

4-5 環境に配慮した施設・設備の導入

- 公共施設における再生可能エネルギーの活用を検討し、積極的な導入を図ること。
- 公共施設の新設・更新時等には環境配慮型設備（高効率・省エネ型設備、断熱化、緑化など）の設置について検討し、積極的な導入を図ること。

4-6 環境を保全・改善または環境に影響のある施策・事業の公開

- 公園・緑地整備・水辺整備など環境を保全・改善する施策・事業の内容や、道路建設、ごみ処分場建設、宅地造成など環境に影響のある施策・事業の内容を広報紙やホームページにより、公開・提供すること。